

## 検討項目（案）

---

# 検討項目（案）～「①宿泊税制度に係る制度の在り方」～

	これまでの経過（考え方）		検討にあたって留意すべき事項
	導入時	免税点変更時	
<b>宿泊税の継続要否</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 観光振興の積極的な推進のため、一定規模の財源を安定的、継続的に確保するため、法定外目的税として、宿泊税の創設（行政需要：1.6億円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 来阪旅行者の急増や旅行者ニーズの多様化への対応のため行政需要が増加（行政需要：1.6億円⇒2.0億円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大阪の観光動向の変化などを踏まえた今後の行政需要</li> </ul>
<b>宿泊税の用途</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「大阪の観光振興にかかる施策の2つの柱」である、「観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進」、「魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進」に活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「大阪都市魅力創造戦略2025」を策定（R3.3策定。次回、R7年度に改訂予定。）7つの重点取組み、3つの最優先取組みを設定</li> <li>■ 全国で顕在化するオーバーツーリズムへの対応など</li> </ul>
<b>税率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東京都の「宿泊税」を参考に設計</li> <li>■ 特別徴収義務者の事務負担や納税者に対する分かりやすさという点から、税率は定額に設定</li> <li>■ 宿泊料金の1%程度の額を目安に最低税率を設定するとともに、宿泊料金に応じて担税力を勘案し、累進的に税率が上がるように段階的に税率を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 観光・宿泊をとりまく環境の激変への緊急的な対応として、宿泊税制度を見直すことについてはやむを得ないが、現行制度の基本的な考え方は踏襲し、免税点のみ引き下げ（税率の変更は行わない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 京都市では、宿泊料金5万円以上は1,000円、金沢市では、2万円以上は500円など、本府に比べて高い税率を設定している自治体もある</li> <li>■ 倶知安町では、宿泊料金の2%と定率で設定</li> </ul>
<b>免税点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東京都の「宿泊税」を参考に、法定外目的税として、府内の宿泊施設に一定以上の室料価格で宿泊する者に対し課税</li> <li>■ 大阪府内における1人1泊のホテル等の平均宿泊料金が概ね1万円であったことから、この金額を上回る宿泊料金を支払う宿泊客は、一定の担税力があるものと判断</li> <li>■ 公平・適正な課税処分を確保する観点からも担税力の見極め及び課税客体の把握が可能な宿泊客を対象に課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 免税点設定には、税の公平性の観点から適正な申告・徴収が可能かつ特別徴収義務者の負担や処理体制への配慮が必要かつ、税収に比して徴税コストが大きくなり過ぎず、簡素で分かりやすい制度とすること</li> <li>■ 平均宿泊単価（5,611円）及び宿泊者が最も多く利用しているビジネスホテルの平均宿泊単価（7,203円）を総合的に勘案して免税点を7,000円に設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大阪府の宿泊税導入(2017.1)以降に宿泊税を導入した自治体（京都市、金沢市、倶知安町、福岡県）は免税点を設けていない</li> </ul>
<b>免除制度</b>	<p>(未導入)</p>	<p>(未導入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 万博開催期間（R7.4～R7.10）に限定した修学旅行生等の課税免除を実施予定（他団体の状況） 課税免除あり：京都市、倶知安町 課税免除なし：金沢市、福岡県</li> </ul>

## 検討項目（案）～「②外国人旅行者の増加に伴い発生する課題への対応およびその財源」～

▶ 外国人観光客の増加などに伴い新たに発生する課題に対応するため、宿泊税以外も視野に入れた新たな財源の検討が必要

### 【検討にあたっての主な論点】

- ▶ **新たな財源の必要性、目的、使途**
- ▶ **海外・国内の先行・類似事例の調査**
- ▶ **財源確保の手法（地方税、それ以外）**
- ▶ **負担を求める対象の整理（外国人観光客の定義など）**
- ▶ **租税条約との関係（国籍無差別条項に抵触しないか）**
- ▶ **収納方法の検討（宿泊税と同様にするか）**
- ▶ **関係者、団体の意見聴取**
- ▶ **その他検討すべき項目**